

# 令和元年度 市長と女性の懇談会

開催日時：令和元年 11 月 27 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

開催場所：穂の国とよはし芸術劇場 研修室（大）

テーマ：「受動喫煙のない社会を！～豊橋市の新しい喫煙のルールが始まります～」

参加者：女性参加者…豊橋女性団体連絡会会員 3 名、公募参加者 3 名

市側参加者…市長、企画部長、市民協創部長、健康部長、都市計画部長、教育部長

## 主な女性参加者意見、市の回答

女性参加者意見	市の回答
<p>市民の憩いの場、子どもの遊び場でもある公園で、子どもがいても平気でたばこを吸っている姿がよく目につきます。</p> <p>また、公園にポイ捨てされたたばこを、子どもが拾って、口に入れそうになることも多々あります。</p> <p>豊橋の新しい喫煙ルールに、公園の敷地内禁煙も追加していただきたいと思いますが、敷地内禁煙になることで、周辺での路上喫煙者が現状以上に増える（受動喫煙者が増える）のではないかと懸念を感じています。</p>	<p>平成 24 年に施行した「快適なまちづくりを推進する条例」の中で路上喫煙を規制し、道路、公園、広場、河川などの屋外の公共の場所では、喫煙をしないよう努めることとしています。</p> <p>また、路上喫煙禁止区域を指定しており、豊橋駅東口周辺がその区域になっています。</p> <p>公園は、子どもの遊び場に加えて、多世代の憩いの場、にぎわいの創出の場としてかかせない空間であるため、より多くの利用者が快適に過ごせるよう、灰皿や喫煙スペースを設置せず、喫煙しにくい環境づくりに努めています。</p> <p>公園を始めとする公共の場所は全て喫煙をしないよう努力義務化しておりますので、今後も喫煙マナーの向上に向けて啓発活動に努めていきます。</p>
<p>健康増進法の改正は、「望まない受動喫煙をなくすこと」「受動喫煙による健康への被害が大きい子どもや病気の人などに特に配慮」し、『受動喫煙をゼロにすること』が目的です。</p> <p>たばこを吸う人も吸わない人も、お互いに気持ち良く過ごせるように、明確なルールづくりと掲示・周知をお願いします。</p>	<p>「受動喫煙をゼロにする」ための第一歩が、お互いが受動喫煙について理解することです。市としても周知啓発を積極的に取り組み、「たばこの煙のないことが当たり前」である社会を目指していきたいと思えます。</p> <p>条例を作って喫煙を規制することで、少しずつ喫煙をめぐる街の風景が変わってきていると思います。市民の皆さんにもインフルエンサーとして受動喫煙についての普及啓発活動にご協力いただき、協働して受動喫煙をなくしましょう。</p>
<p>市内には、「分煙」のお店がたくさんありますが、その分煙の仕方に、疑問を感じています。食事中は良いのですが、入退店時にどうしてもたばこの匂いがします。</p> <p>飲食店側は、最大限努力しているのは理解していますが、それでは「受動喫煙」は防げないのではないのでしょうか。</p>	<p>飲食店などで喫煙席と禁煙席を分けるだけのエリア分煙をされているケースがございますが、これは来年 4 月より認められなくなります。ただし、既存の経営規模の小さな飲食店に限っては、店舗内を全面喫煙可能とすることができますので、飲食店を利用する市民の皆さんが選択する必要があります。</p>

女性参加者意見	市の回答
<p>スーパーやコンビニエンスストアに買い物に行くと、外の喫煙スペースが出入り口近くにあることが多く、受動喫煙をしてしまいます。</p> <p>灰皿の設置場所を出入り口から離れた場所にするなど、非喫煙者への配慮があるとよいと思います。</p>	<p>コンビニエンスストアなどの外に設置している灰皿については、法律や条例上、規制はありませんが、その施設の管理者には、受動喫煙にならないよう配慮する義務がございます。</p> <p>店舗の経営者の皆さまに、受動喫煙にならない配慮をしていただけるよう、ご理解とご協力をお願いしてまいります。</p>
<p>「禁煙標識の掲示」は、使用する側にとって知りたい情報です。飲食店などの入り口に禁煙・喫煙可などの表示があれば、利用する際の参考にし、禁煙のお店を積極的に利用しようと思っています。分かりやすいデザインでポスターやステッカーなどを作成してください。</p>	<p>飲食店の利用者にも分かりやすく、飲食店も掲示しやすいデザイン、また、健康増進法で例示されている喫煙場所の標識・サインなどと大きく離れないような標識を検討しまして、標識・ステッカーを作成しました。</p>
<p>子どもたちに、多種多様な方法で分かりやすく、「喫煙、受動喫煙の怖さ」などを教える環境を整えて欲しいと思います。</p>	<p>乳幼児をタバコの害から守るための具体的な取り組みとしては、母子健康手帳交付時には妊娠中の喫煙による胎児への影響として、流産・早産や、低出生体重児のリスクが高まることを伝えています。</p>
<p>「未成年の喫煙をなくすこと」が重要であると思います。</p> <p>「豊橋市はみんなの健康を守るまち」であってほしいと思います。</p>	<p>こんにちは赤ちゃん訪問時には、受動喫煙で乳幼児突然死症候群のリスクが高まることや、ベランダや換気扇の下の喫煙でも、喫煙者の息にタバコの化学物質が残り、受動喫煙の健康被害を受けることなどを伝えています。</p>
<p>「健康とは何か」「健康を失うことということがどういうことか」をしっかりと子どもたちに教えた上で、「がん教育」に取り組むことで、実感が伴い、効果が期待できるのではないかと思います。</p>	<p>乳幼児健康診査の保健指導では、同居家族に喫煙者がいる場合には、タバコの害や禁煙方法、受動喫煙の害について、周知と指導をしています。</p> <p>タバコに関心を持つ子どもの親に対しての取り組みとしては、小学校6年生全児童向けに配布しております「タバコの害に関するリーフレット」の裏面に保護者向けのメッセージがあります。</p> <p>未成年の喫煙をなくすための取り組みとしては、学習指導要領では小学校5年生及び6年生、中学校で取り組むこととなっています。教科書や資料には、喫煙の健康への影響、未成年者の喫煙の害、受動喫煙の害、喫煙・飲酒・薬物乱用のきっかけ、身を守るための力、喫煙開始年齢と肺がん死亡率の比、受動喫煙が健康にもたらす影響などが掲載されており、全員が「喫煙と健康」について学習します。</p> <p>また、希望する小・中・高等学校には出前講座を実施しています。小学校の講座は、豊橋市薬剤師会と連携して実施し、中学・高等学校の講座では、たばこはゲートウェイドラッグ（薬物依存の入り口）となり、たばこも薬物乱用であることを伝えています。</p>
<p>その他いただいた意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育と医療を結び付けたいと思います。</li> <li>・ 大人に対しては、禁煙に積極的に取り組む市民や企業に対して、豊橋市から支援等（補助金やポイント授与制度など）があると、喫煙者を減らす効果に繋がるのではないかと思います。</li> </ul>	